

# 東大阪大学・東大阪大学短期大学部 入試改善計画書

令和8年2月26日  
学校法人村上学園  
東大阪大学・東大阪大学短期大学部

## はじめに

文部科学省「大学入学者選抜における不正入試行為に関する対応窓口」に通報があった。その通報の内容は概ね次のようなものである。①短期大学部介護福祉学科の令和7年度留学生入試においてあらかじめ募集要項等により公表した合否判定の方法や基準を遵守せずに合否判定を行ったこと、②大学編入学試験においてあらかじめ募集要項等で公表した日程を遵守せず、特定の者を優遇して別途選抜日程を設け、あらかじめ定められた手続きによらない不透明な方法により合否判定が行われたという2点であった。

このことを受けて、2025年7月に文部科学省「大学入学者選抜における不正入試行為に関する対応窓口」に、事実の確認等の問い合わせがあり、確認資料等の提出も含め回答してきたが、文部科学省からより中立性の高い日本弁護士連合会の「第三者委員会ガイドライン」に従うなど、外部委員による第三者委員会を立ち上げ調査するよう依頼された。そこで、本学園（学校法人村上学園）は、文部科学省からの上記依頼に応じ、「入学者選抜の公正性に関する第三者委員会」を設置し、本件調査を依頼し調査協力を行うこととした。このような経緯について2025年9月11日に理事長より、全教職員に経緯と学園の方針として、調査協力に全面的に応じることが告げられ、調査に協力した。

11月13日に第三者委員会より調査報告書を受領し、その内容を真摯に受け止め11月17日に本学ホームページで公表した。

## 1. 本事案の原因と基本姿勢

本学は大学、短期大学部共に経営が厳しく、その改善策の第一は定員充足率の回復にある。留学生も含め、入学し意欲的に学び社会で活躍する人材を求め3ポリシーに基づく入試を行うことを基本としていた。しかし、公表している入試判定基準に則って入試判定を実施していない点、公表した入試日以外に入試を行い定められた手続きに則らずに判定したことなど、文部科学省や第三者委員会の報告で指摘されたことを真摯に受け止めている。指摘された事案の原因として、ガバナンスおよびコンプライアンスの遵守の弱さにあると考える。

そこで改善計画を作成しこのような問題を起こさないように努め、社会からの信頼回復に努めたい。

## 2. 事実認定・要因分析・改善

第三者委員会調査報告書にある次の項目を基に「事実認定・要因分析・改善」について検証した。

1. 大学入学者選抜の公正確保について
2. 短大介護福祉学科の令和7年度入学者選抜

「留学生入試」について ①令和7年度留学生入試Ⅲ ②オンライン入試について ③公正と認められない留学生の合格者及び不合格者の取り扱いについて 3. 令和7年3月31日に実施された令和7年度編入学入試について 4. その他の入試について 5. 再発防止策. ①合否判定基準の明確化 ②委託業者との適切な関わり ③入試手続の整備 ④関係者の意識啓発と再発防止体制の構築について。

本学は、これらのことについて、第三者委員会から指摘された内容を真摯に受け止め、事実認定し、その要因分析を行い、具体的な改善策を検討する作業を進めている。

以下に、第三者委員会調査報告書に基づいて、個別の事案について「事実認定・要因分析・改善」について記載する。

#### 1. 大学入学者選抜の公正確保について

今回指摘いただいた大学入学者選抜において公正さに欠けた結果となり、受験生及び社会に対する信頼を失う結果となった。それは、合否判定基準に基づかず恣意的に特定の受験生を合格、不合格としたこと、決定した成績の順番を飛ばし合否を決めたこと、判定基準にない経費支弁能力や保証人の有無等が合否判定に影響したことについて、公正な大学入学者選抜を行わなかったことを深く反省している。

詳細については以下に記載するが、大学運営の中で、管理職をはじめ教職員が、諸問題に対する対応についての厳しさに欠け、マンネリ化している現状であったことを深く反省している。

今後は、妥当な方法で対応していき、社会から公正で妥当であると納得していただけるような対応をするため、本事案を契機に様々な見直しを行う。

#### 2. 短期大学部介護福祉学科の令和7年度入学者選抜「留学生入試」について

##### ①令和7年度留学生入試Ⅲ

留学生入試Ⅱにおいて不合格となった受験生のうち、留学生Ⅲで再受験した受験生で、特定の条件を基準に優遇措置をしたこと、特定の業者からの申し入れを受け入れ、応じたこと等、「公正さを意識して入試を行う」という判断が欠けていた。また検定料等の徴収金についても、規程に基づかず例外を認めた。さらに、公開されている入試判定基準に示された内容以外の条件（経費支弁能力、事前面談実施）を判定資料としたことは、公正、妥当な判断ではなかった。

その要因として、特定の業者から紹介された学生が安心できる人物であるという思い込みが続き、确实だと思い込み優遇する結果となった。

今後は、入試手続、入試判定基準を精査したうえで公表し、公表した内容に沿って公正に判断できるよう、教職員が意思統一して取り組める体制にする。

また、集計点60点以上を合格とし、集計点50点以上60点未満のうち6名には「日本語力の向上が必要であり入学前に課題を課すという条件で合格」とし、2名を不合格とした。

この 2 名は日本語能力がやや低く、保証法人がついていないため経費支弁能力に不安があると判断し不合格にした。

この件については、これまで入学してきた留学生において、経費支弁能力に不安のある学生が、学びの継続を断念する例を数多く見てきたため、経費支弁能力に不安のある受験生を不合格と判断した。しかし、合否は、合否判定基準に基づき基本的に学力試験や面接などの成績に基づいて決定されるべきであり、経費支弁能力が合否判定に影響を与えてはならない。公表された合否判定基準に基づかない基準で判定を行ったことは反省すべき点である。

現在、令和 8 年度留学生入試においては、出願書類として、経費支弁能力を証明する書類を追加し、これを、出願資格を確認するに留め、合否判定基準とはしないことを徹底している。面接試験においても経費支弁能力に関することは問わず、公表している判定基準に則り実施している。

今後も、判定資料の書式、判定基準の内容等を再検討し、合否判定会議において、入学者選考規程で定められた内容以外の要素が判定に影響を与えることがないように、公平性、公正性を意識して行うよう、教員への啓蒙も強化し公正確保に努める。

## ②オンライン入試について

留学生入試Ⅰで 5 名、留学生入試Ⅱで 2 名に対してオンライン入試を行った。

現地からオンラインで入試ができないかという希望があった受験生に対して、募集要項に記載されていないが、受験生確保を意識して、コロナ禍で実施した経験があったので実施をした。しかし、問い合わせがあった場合に限り実施することになり、問い合わせが「ある」「ない」ということで差異が生じる結果となり、このような差異が出ることは差別的扱いとなり、公平性に欠けた実施となってしまった。また、「日本語」に関する試験方法が、オンラインで行うことで公表された方法ではない方法によったことも公平性に欠ける結果であった。あらかじめ公表した募集要項に則り入試を行うべきであるが、過去の経験から特別なケースの問い合わせがあった場合、多くの受験生を確保したい思いから、その要望に応じてしまった点が、入試に対する公平、厳正な実施に対する意識の欠如であった。

今後は、募集要項を遵守した入試を行うと共に、オンライン入試も想定するなら募集要項にも記載し、またそれらの入試内容を十分吟味し、募集要項に丁寧に記載し、受験生の誰もが対応でき、公正な受験ができるようにする。

## ③公正と認められない留学生の合格者及び不合格者の取り扱いについて

留学生入試Ⅲで、公正と認められない判定で合格となった 5 名の学生については、合格を取り消すことはなく、学生として継続して学修することとする。留学生入試Ⅲの不合格者のうち、保証人の有無、事前面談の有無という合否判定基準がなければ、合格という扱いを受けていた可能性のある 2 名について不利益を与えてしまった。

遡及して合格とするように判断し、本人に事情を説明し、本人の最善の利益を考え丁寧に

対応する。

2名のうち1名は特定技能に合格して就職しており本学に入学の意思がないことを、在籍していた日本語学校を通じて確認した。

もう1名は2025年度も日本語学校に在籍しており、特定技能に合格し2026年3月日本語学校卒業後の就職を目指して活動中であった。留学生入試Ⅲにおいて合格にすべきであったことを、在籍中の日本語学校経由で伝え、本人の希望を確認した。その結果、本学への入学を希望したため、遡及して2025年4月入学・2027年3月卒業とする場合と、2026年4月入学・2028年3月卒業とする場合について、カリキュラムや手続きを説明した。2027年3月に卒業する場合には過密な時間割とならざるを得ないこと、入国管理局への受入校の変更手続きに時間がかかるなどリスクが伴うこと、介護福祉士修学資金貸付制度が1年分しか利用できなくなることなどを説明し、双方で話し合った。その結果、2026年4月に入学する意志であるとの回答であった。本人が現状での最善の利益を得ることができるように、入学に向けて丁寧に準備を進めている。なお、入学が1年遅れたことについての補償について双方で話し合い合意を得た。

### 3. 令和7年3月31日に実施された令和7年度編入学入試について

令和7年3月27日、理事長の知人から理事長に対し、日本に滞在している外国籍の学生を大学で受け入れることができるかという内容の打診があり、学長(当時)から知人に連絡し、詳細を聴いた。その結果、学長は、学則第24条に基づく編入学試験を実施して、その結果によって学生を受け入れることが可能であると判断し、受験希望者に説明し、受験の意思表示があった。そこで、募集要項に記載された試験日程外の3月31日に当該学生の国際教養こども学科の編入学試験を実施し、学長及び入試広報部長による面接試験を行い、同日中に、面接実施者2名が当該学生の編入学を許可する旨の判定をした。当該学生の編入学試験の可否を判定する際、通常選抜入試において実施されている入試委員会及び入試判定教授会はいずれも実施されず、この選考プロセス及び選考結果については、起案によって東大阪大学管理職間で共有され、同日、学長より国際教養こども学科長に経過報告がなされた。

要因は、編入留学生に対して、学びの場を提供したい、大学の定員充足を図りたいという理由から、優秀な受験生であれば受け入れたいという判断であった。また、4月1日に他の新入生と同じように入学させてやりたいという考えから、規程で定められた手続きを取らずに、当時の学長が入学を認める形で進められた。このことは、コンプライアンスの遵守意識の弱さが要因である。

今後、編入学試験においても、募集要項に記載する内容を吟味し、記載された内容や手続きを遵守し実施することを徹底していく。知人の紹介等、個人的な関係からの優遇措置で判断しないことは当然のことであり徹底していく。

#### 4. その他の入試

第三者委員会の報告書では、「報告書にあった入試についての問題点の指摘で、その他の入試については調査できていないため、公正性が確保されていたことを報告書で保証するものではない」とある。

ご指摘のとおり、これを機に本学として、「その他の入試」も含め「公正性が保たれているか」、全ての入試において慎重に検証し点検していく。

#### 5. 再発防止

##### ① 合否判定基準の明確化

入学者選考規程に基づいて選考区分ごとの選考が行われていなかった点の指摘を受けている。また、合否判定基準が明確でないことも指摘されている。

このことは、入試判定において規程に基づき合否判定基準を持ち丁寧に判定する姿勢に欠けていたと考える。

今後、入試区分ごとに合否判定基準を明確にし、教員が共有し、各選考区分に応じ定められている選考方法と合否判定基準に従って合否判定をするという、当たり前の基本姿勢を意識し合否判定にあたる。また、教職員全員が、常にその意識を持ち、点検し指摘し合える環境づくりを育成し再発防止に努める。

##### ② 委託業者との適切な関わり

留学生募集を行うための方法や知識、経験が無く、過去に留学生を受け入れて様々な問題が生じたことを機に、留学生募集を専門とする委託業者に留学生募集を委ねてきた。委託業者の意見を聞き、より優秀で安易に退学しない学生の募集をしたいという考えから、業者の募集活動に対する提案を受け入れてきたが、募集活動の範疇を超え合否判定に影響を及ぼしてしまう結果にもなってしまった。安定した学生生活を送ることのできる入学者を募集するため、業者の意見を意識して合否判定に影響を及ぼしてしまい、委託業者を通して受験した受験生と、そうでない受験生とで差が生じる結果になってしまった。

令和8年度入試から改善に取り組み、委託業者から紹介された受験生のみが実施対象であった事前面談は令和8年度入試では実施していない。今後も実施しない方向である。

今後、入試判定において委託業者から影響を受けないよう、不利益の生じる受験生が出ないように、公正な判定ができるよう教職員で確認し合い再発防止に努める。

### ③入試手続の整備

編入学入試において公表した試験日程以外に、入試を行ったことは、入学者選考規程に則らず実施し、規程に基づいた対応をしなかった。

編入学については希望者があった場合「学則に基づき入試ができる」という思い込みをしていたことが誤りの原因であった。

今後は、入試手続、入試内容等、特別な場合も想定し募集方法や内容を検討したい。そのうえで募集要項にも記載し、記載されたとおりに実施していく。そのため、入試に関するすべての規程や手続きを見直し整備し、再発防止に努め公平性を確保する。

### ④関係者の意識啓発と再発防止体制の構築

第三者委員会によるヒアリングの結果、学内関係者の問題意識の弱さを指摘された。すべての事案について管理職だけでなく、全教職員が問題意識を持ち対応する体制が弱いということである。

そのような実態であることを受け止め、今後は、本事案があったことを契機に、全教職員で入試制度の在り方や、学内諸規程等に関心を持ち丁寧に確認し、整備に関わり大学運営に参加していく姿勢を構築する。そのための研修を行い、再発防止体制を構築していく。大学自己点検委員会での点検、学園監事による体制、第三者による点検等、組織として厳しい点検体制を構築する。

## 3. 基本方針

入学者選抜の公正性に関する第三者委員会（令和7年11月13日）の報告を受けての、個別の事案について「事実認定・要因分析・改善」を踏まえて、改善への基本方針を以下に示す。

- (1) 入学者選抜の公正な実施のため、学長及び教授会が実質的に責任を果たしえる体制をつくる。
- (2) 入学者の選抜に当たる関係法令を基に学内規程を見直し整備する。規程に基づき入学者選抜を適正な手続きにより厳正に行う。
- (3) 合否判定基準の明確化と、選抜方法の見直しをする。
- (4) 合否判定の方法や基準を募集要項に公表し遵守する。
- (5) 広く社会から理解を得られるように、公平性・公正性を欠く不適切な合否判定を行うことの無いよう、入試委員会や判定教授会等の合議制の会議体で慎重に確認し決定する。
- (6) 入学者選抜の実施結果の妥当性を説明できるよう、公正であることの基準や考え方が国や時代等によっても変化するものであるため、常に社会の動向を注視し、自己点検・自己評価できる体制を整備する。
- (7) 入学選抜にかかる業務について、入学者選抜の手続きに関与しない第三者による点検

や監事の監査等により不正防止の仕組みをつくる。

(8) その他

本件事案により不利益を被った受験生に対する丁寧な対応により、受験生の最善の利益となるようにする。

## 4. 改善計画

改善に向けて、学長直属組織として入試改善プロジェクトチーム（入試改善 PT）を設置する。入試改善 PT での検討内容は、入試委員会、教授会を経て審議し、決定事項を学内教職員へ定着させていく。各基本方針の改善計画を示す。

(1) 入学者選抜の公正な実施のため、学長及び教授会が実質的に責任を果たしえる体制をつくる。

具体的内容	担当	日程
臨時評議会開催 第三者委員会の調査報告書の指摘内容を共有し、改善の方針を決定する。	学長	2025 年 11 月 19 日実施済
全教職員集会開催 第三者委員会の調査報告書の指摘内容を共有し、改善の方針を確認する。	学長	2025 年 11 月 27 日実施済
入試改善プロジェクトチーム（入試改善 PT）設置	学長	2026 年 2 月
入学者選抜実施チェックリスト・入学者選抜業務フローの作成 ● 出願受付から合否通知までの入試プロセスについて、点検項目のチェックリストを作成する ● 入試委員会、判定教授会といった会議の目的や意思決定のプロセスを明確にし、委員会、教授会、学長の責務を明確にする。 ● 募集活動と入学者選抜を明確に区別し、特に留学生入試における、募集活動の委託業者が、出願後から合否判定までのプロセスには関与しないことを明示する。	入試改善 PT	2026 年 2 月 より

(2) 入学者の選抜に当たる関係法令を基に学内規程を見直し整備する。規程に基づき入学者選抜を適正な手続きにより厳正に行う。

具体的内容	担当	日程
<p>関係法令に基づく学内規程の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校教育法第 90 条第 1 項、学校教育法施行規則第 150 条第 1 号、大学設置基準第 2 条の 2、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項第 3 号、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（平成 14 年 10 月 1 日付け 14 文科高第 454 号文部科学事務次官通知）」、「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項（令和 6 年 6 月 5 日付け 6 文科高第 299 号文部科学省高等教育局長通知）」、大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議による令和元年 5 月 31 日付け「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）」に基づいて、本学の学則、入学者選考規程、入試委員会規程を見直す。</li> </ul>	入試改善 PT→入試委員会	2026 年 2 月
<p>入学者選抜手続き適正確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入学者選抜実施チェックリストに基づいて、入学者選抜手続きの適正を確認する。</li> <li>● 入試において、募集活動時に得た情報が影響を与えない仕組みになっていることをチェックリストに基づいて確認する。</li> </ul>	入試委員会	2027 年度入試で実施

(3) 合否判定基準の明確化と、選抜方法の見直しをする。

具体的内容	担当	日程
<p>合否判定基準および募集要項掲載内容を再検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 面接試験、総合型選抜の課題レポート試験、課題作文試験、自己 PR 試験、資格 PR 試験等、各試験の評価の観点を明確にする。</li> </ul>	入試委員会	2026 年 2 月 検討
<p>判定資料記載内容検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高等学校での欠席日数や日本語学校の出席率等の合否判定と無関係の情報の記載の是非を検討する。</li> </ul>	入試委員会	2026 年 4 月 より検討し 2027 年度入試で実施

(4) 合否判定の方法や基準を募集要項に公表し遵守する。

具体的内容	担当	日程
募集要項掲載内容の再検討 ● 留学生の経費支弁能力証明の提出は、出願資格であり、その多寡が合否には無関係であることを明記する。	入試委員会	2026年2月 検討

(5) 広く社会から理解を得られるように、公平性・公正性を欠く不適切な合否判定を行うことの無いよう、入試委員会や判定教授会等の合議制の会議体で慎重に確認し合い、決定する。

具体的内容	担当	日程
入学者選抜実施チェックリストと照合しての会議運営	入試委員会 判定教授会	2027年度入 試で実施

(6) 入学者選抜の実施結果の妥当性を説明できるよう、公正であることの基準や考え方が国や時代等によっても変化するものであるため、常に社会の動向を注視し、自己点検・自己評価できる体制を整備する。

具体的内容	担当	日程
入試研修会開催 ● 例年6月初旬に文部科学省より通知される大学入学者選抜実施要項および、それに関するQ&Aの内容を学内で共有するための研修会を実施する。 ● 本学の入試を大学入学者選抜実施要項の変化に対応できているか検証して評価する。 ● 本学入学者選抜におけるコンプライアンスの適切な運用に関する内容も含めて実施する。	入試委員会	毎年7月開催
入学者選抜実施状況理事会報告 ● 評議委員会・理事会に対して入学者選抜実施状況および入試改善計画実施状況を報告する	学長	学園評議委員会・理事会開催時

(7) 入学選抜にかかる業務について、入学者選抜の手続きに関与しない第三者による点検や監事の監査等により不正防止の仕組みをつくる。

具体的内容	担当	日程
学校法人の監事による監査の依頼と実施 ● 学内諸規程、判定資料および判定教授会議事録に基づき、入学者選抜の公正性および規程の遵守について監査を依頼する。	学長依頼→ 法人実施	2026年2月 監査内容検討  以降定期的に 実施

(8) その他

本件事案により不利益を被った受験生2名への対応は前掲2-③の通りである。

## 結び

本学園は、本件を厳粛に受け止め、入学者選抜の公平性・公正性・透明性を回復し、社会から誠実な運営ができる教育機関としての信頼を取り戻すため、上記改善策を着実に実行する。継続的に点検と改善を続け、再発防止体制の維持・発展に努める。